

憲法・人権軽視には **X** 印を!

第24回最高裁判所裁判官国民審査

何も書かないと信任。○や△は無効です

3枚目の投票用紙を忘れずに

10月22日は総選挙の投票日。投票所では衆議院議員の小選挙区、比例区の投票用紙とともに3枚目の紙-最高裁判官の国民審査の投票用紙が配られます。華々しい衆議院の選挙戦に隠れて、ともすればこの投票を忘れがちではないでしょうか。

最高裁判所は、国会(立法)、内閣(行政)と並ぶ三権の一つ、司法の最高機関です。「憲法と人権の番人」とも呼ばれ、その判断次第で人の生命や財産、権利にも、国の指針にも大きく影響します。夫婦同姓規定、厚木基地第4次訴訟の自衛隊機の飛行差し止め、辺野古埋め立て承認取り消しを違法とした判決など重要な訴訟の判決が出されました。つい最近の9月27日にも「一票の格差(較差)」をめぐる昨年7月の参議院選挙の訴訟に対して、現状を合憲とした大法廷判決がありました。2015年には衆議院についても同様の判決を出しています。

小池・菅野・大谷を中心に **X** を!

裁判所の改革は遅れており、とても「憲法と人権の番人」とはいえません。有権者が裁判の判決に参加・関与する裁判員制度も開始されましたが、過度の守秘義務や裁判官中心の運用や、日本の人権確立の遅れで、求刑より重い判決まで出ています。

最高裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会です。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考えなどはほとんど知られていないので、棄権のつもりで何も書かずに投票する人が多いのが実状です。しかし、無印のままでは信任、○や△は無効となってしまいます。

私たちは、このきわめて非民主的な審査方法をただすため、審査対象裁判官の十分な情報提供や、○×式への改正を求めています。改善されていません。

いまの制度では×印をつけることが権利行使です。対象裁判官の過去の実績や経歴を検討するとともに、制度自体に対する批判としても「×」を増大させましょう。意見が違うのでやめさせたい裁判官、憲法と人権を守らない裁判官、民主的な改革に逆行する裁判官には×印をつけましょう。わからないときは投票用紙を返しましょう。

今回は、小池裕、戸倉三郎、山口厚、菅野博之、大谷直人、木沢克之、林景一の7人の裁判官が対象となります。私たちは、衆議院選挙の投票価値不均衡は合憲とする判決(2015.1.25)、夫婦同姓規定は合憲とした判決(2015.12.16)、18歳の少年への死刑判決(2016.6.16)、厚木基地第4次訴訟で自衛隊機の飛行差し止めを認めなかった判決(2016.12.8)、知事による辺野古埋め立て承認取り消しを違法とした判決(2016.12.20)などを踏まえて、小池、菅野、大谷の三裁判官を中心に「×」をつけることをよびかけます。

わからないときは
投票用紙を返しましょう

フォーラム平和・人権・環境

連絡先 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 1F
TEL 03-5289-8222 FAX 03-5289-8223
Email: office@peace-forum.top <http://www.peace-forum.com/>